

平成 30 年度第 1 回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：平成 30 年 8 月 23 日（木）

午後 7 時から 8 時 30 分

会場：上越市役所 401 会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 会長、副会長選出

7 議題

(1) 地域包括支援センターについて

(2) 地域包括支援センター運営協議会の役割と今後の予定について

(3) その他

8 その他

9 閉会

地域包括支援センターの役割

65歳以上の市民

①包括的・継続的 ケアマネジメント支援事業

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、主治医、ケアマネジャーなど多職種協議・多職種連携による地域包括ケアシステムの構築を目指す

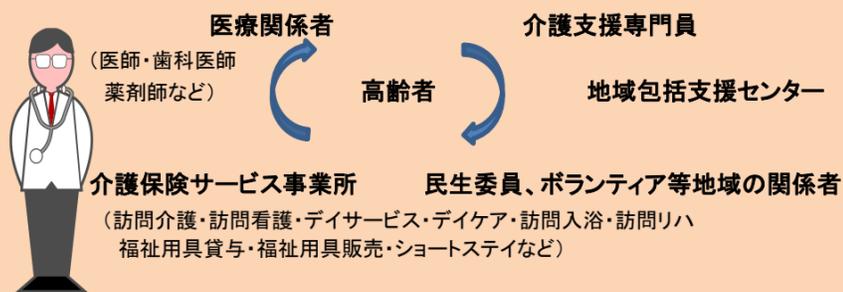
- ・地域連携連絡票作成（情報共有・連携のツール）



包括毎に「地域ケア会議」「個別地域ケア会議」を開催

- ・顔の見える関係づくり、多職種の役割の理解
- ・地域の課題の共有、課題解決に向けた多職種連携による協議ネットワーク構築

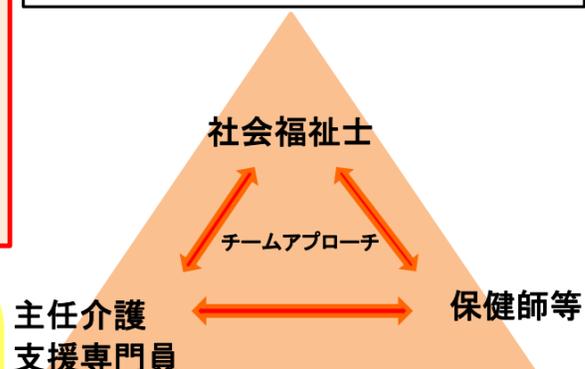
<地域包括ケアシステムの構築>



- ・困難ケースの対応支援、相談
- ・地域でのケアマネジャーのネットワークの構築
- ・日常的個別指導、相談

地域包括支援センターの体制

(チームアプローチ)



②総合相談支援事業

○ワンストップ相談→多面的(制度横断的)支援の展開

- ・家庭訪問による実態把握（実態把握個票作成）
家庭訪問より高齢者の生活の実態やニーズを把握し、高齢者サービスに結び付ける→市の高齢者福祉サービスに実態把握の情報を集約・活用
- ・初期相談対応
受身の相談体制から、積極的に地域に出向いての相談体制へ。孤立している人、地域とのつながりがあまりない等への見守り支援の強化

○社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員といった専門職を配置し、専門的な視点でチームアプローチによる相談を実施

介護保険の紹介・介護保険認定申請の支援
介護保険以外のサービスの紹介・申請の支援

- ・すこやかサロン
 - ・認知症カフェ、介護者家族の集い
 - ・救急医療情報キット
- 民生委員と連携

④介護予防ケアマネジメント

○要介護状態となることの予防・疾病の重症化予防

- ・介護予防事業のケアマネジメント
- ・重症化予防訪問

○要支援→要介護状態への悪化予防の対応

- ・要支援1・2、チェックリスト対象者のケアプラン作成

③虐待防止など権利擁護事業

- 高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等への対応
- 成年後見制度についての情報提供
- 虐待早期発見のための地域関係者のネットワーク構築

高齢者支援課の役割・・・地域包括支援センター統括、委託事業のコーディネート、委託事業運営上の相談・支援など

総合事務所の役割

<定期的な研修の開催>

- ・介護予防ケアマネジメント研修
- ・自立支援に資するケアプラン作成のための研修
- ・疾病管理に関する研修 など

<市が実施する介護予防事業>

- ・高齢者健康支援訪問事業
- ・こころと体の元気教室
- ・訪問指導

<個別ケースのアドバイス、困難ケース支援(協議・同行訪問・方針決定)>

- ・虐待があり、分離が必要なケース、緊急度の高いケースへの対応
- ・家族に障害を持つ方がいるケース(すこやかなくらし包括支援センターと連携)への対応
- ・虐待ケース、困難ケースなどのケース会議に出席し、方針や処遇の決定 など

今のからだの状態を確認しましょう！

次の質問表の当てはまる方に○をつけてみましょう！該当する「はい」「いいえ」の横に記されている点数をそれぞれ足してみてください。点数の高い項目ほど、やや活動が不活発になっている可能性があります。

<基本チェックリスト>

		はい	いいえ	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0点	1点	No.1~20 まで 点 (20点中)
2	日用品の買物をしていますか	0点	1点	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0点	1点	
4	友人の家を訪ねていますか	0点	1点	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0点	1点	

●【運動器の機能】

6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0点	1点	点 (5点中)
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0点	1点	
8	15分位続けて歩いていますか	0点	1点	
9	この1年間に転んだことがありますか	1点	0点	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1点	0点	

●【栄養状態】

11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1点	0点	点 (2点中)
12	身長 cm 体重 kg BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) ※ BMIが18.5未満ですか？	1点	0点	

●【口腔機能】

13	半年前に比べて固い物が食べにくくなりましたか	1点	0点	点 (3点中)
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1点	0点	
15	口の渇きが気になりますか	1点	0点	

●【閉じこもり】

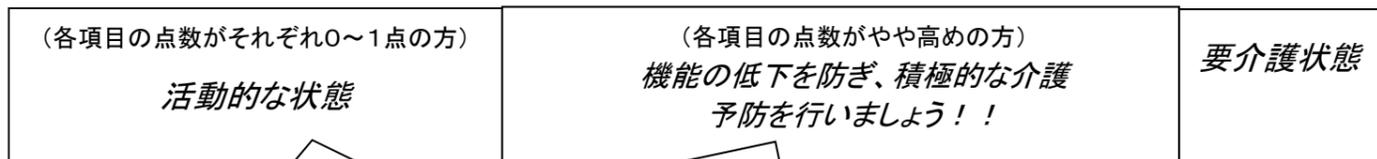
16	週に1回以上は外出していますか	0点	1点	点 (2点中)
17	昨年に比べて外出の回数が減っていますか	1点	0点	

●【物忘れ】

18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	1点	0点	点 (3点中)
19	自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか	0点	1点	
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	1点	0点	

●【気分の落ち込み】 ※ここ2週間のことを振り返ってチェックしてください。

21	毎日の生活に充実感がない	1点	0点	点 (5点中)
22	これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1点	0点	
23	以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1点	0点	
24	自分が役に立つ人間だと思えない	1点	0点	
25	わけもなく疲れたような感じがする	1点	0点	



老人会や地域の活動に参加していますか？楽しみながら学んで、さらなる健康を目指しましょう！

地域のサロン等に参加しませんか？やや体力や身体機能の低下が気になります。日常生活の中でできる介護予防の実践を学んで、機能が低下するのを予防しましょう！！

こんな時は、お住まいの

地域包括支援センター

にご相談ください。

平成30年4月1日から、上越市の地域包括支援センターが変更になりました。

さまざまな相談事

ひとり暮らし、高齢者世帯等で生活の中で困ったことや心配なことがあり、相談したい。

健康や介護のこと

寝たきりと認知症の予防や介護方法、高齢者が集まる場所を知りたい。

介護サービスのこと

介護保険の要支援1・2と認定され、介護予防サービスを利用したい。

権利を守ること

財産管理や、消費者被害、虐待などについて心配がある。

ひとりで抱えこんでいませんか？

心配事や悩み事をお持ちの方はいませんか？
問題事はひとりで抱えこまず、地域包括支援センターにご相談ください。(相談は無料。ご自宅へも伺います。)



ちいきほうかつしえん
地域包括支援センターへ

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センターの御案内

平成30年4月1日から、地域包括支援センターが変更になりました

問い合わせ先：上越市高齢者支援課 介護指導係 電話 025-526-5111

名称及び所在地	電話番号	担当エリア
1 地域包括支援センターたかだ 西城町3丁目6番31号 老人保健施設「くびきの」内	526-1155	本町3.4.5.6.7丁目、仲町3.4.5.6丁目 大町3.4.5丁目、西城町1.2.3.4丁目 寺町2.3丁目、大手町、本城町、幸町 北本町1.2.3.4丁目、栄町、新町 東本町1.2.3.4.5丁目、高土町1.2丁目 北城町1.2.3.4丁目
2 みんなでいきる地域包括支援センター 大貫2丁目16番23号 特別養護老人ホーム「サンクスレルヒの森」内	520-8970	金谷区、三郷区
3 センター病院地域包括支援センター 南高田町6番9号 「上越地域医療センター病院」内	527-3880	南本町1.2.3丁目、南城町1.2.3.4丁目 本町1.2丁目、仲町1.2丁目、大町1.2丁目、 東城町1.2.3丁目、寺町1丁目、南新町、 南高田町 和田区
4 高田の郷地域包括支援センター 新南町28番地3 老人保健施設「高田の郷」内	521-5133	新道区、諏訪区、津有区、高土区
5 リボーン地域包括支援センター 下門前1910番地 有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内	530-7802	春日区、有田区
6 ふもと地域包括支援センター 中央1丁目23番26号 老人保健施設「えがおと虹の森ふもと」内	531-1502	西本町1.2.3丁目、御幸町、あけぼの 四ツ屋、旭区、横町、本町、天王町、荒川 町、福永町、沖見町、塩浜町、浜町、住吉 町、港町1.2丁目、市之町 八千浦区、保倉区、北諏訪区
7 地域包括支援センター府中会（拠点） 東雲町2丁目11番6号 ケアハウス「至徳路」内	544-3325	東雲町1.2丁目、栄町1.2丁目、新光町3 丁目、五智1.2.3.4.5.6丁目、雇用促進 五智新町、虫生岩戸、国府1.2.3.4丁目 小丸山団地、加賀町、石橋、石橋1.2丁目 谷浜・桑取区、名立区
名立地域包括支援センター （サテライト） 名立区名立大町4174番地 地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内	520-8320	
8 시오さいの里地域包括支援センター 大瀧くらし支援室（拠点） 大瀧区土底浜1079番地 「大瀧保健センター」内	535-1151	大瀧区、頸城区
시오さいの里地域包括支援センター 頸城くらし支援室（サテライト） 頸城区百間町636番地 「頸城区総合事務所」内	546-7323	

名称及び所在地	電話番号	担当エリア
9 柿崎地域包括支援センター（拠点） 柿崎区柿崎5548番地 特別養護老人ホーム「よねやまの里」内	536-6312	柿崎区、吉川区
吉川地域包括支援センター（サテライト） 吉川区原之町1819番地1 特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわの里」隣	548-3030	
10 浦川原地域包括支援センター（拠点） 浦川原区顕聖寺242番地2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内	599-3872	浦川原区、安塚区、大島区、牧区
安塚地域包括支援センター（サテライト） 安塚区安塚2549番地5 「安塚やすらぎ荘」内	592-3033	
大島地域包括支援センター（サテライト） 大島区岡3388番地1 「大島地区公民館」内	594-7109	
牧地域包括支援センター（サテライト） 牧区大月252番地 特別養護老人ホーム「沖見の里」内	529-3181	
11 上越あたご地域包括支援センター三和 （拠点） 三和区井ノ口444番地 「三和区総合事務所」内	530-7581	三和区、中郷区、板倉区、清里区
上越あたご地域包括支援センター中郷 （サテライト） 中郷区二本木1959番地4 「中郷保健相談センター」内	0255- 74-2355	
上越あたご地域包括支援センター板倉 （サテライト） 板倉区針722番地1 「板倉区総合事務所」内	0255- 78-7531	
上越あたご地域包括支援センター清里 （サテライト） 清里区荒牧18番地 「清里区総合事務所」内	530-7612	

上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営の評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外の福祉サービス等との連携その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスを利用している人
- (3) 介護保険以外の福祉サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (4) 権利擁護、相談事業等を行う機関に属する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 運営協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

平成 30 年 4 月からの再編に伴う管理者意見交換会報告

開催日時：平成 30 年 8 月 10 日（金）10 時～11 時 30 分

参加者：地域包括支援センター実務の管理者 11 名

<新体制での運営状況>

- ・新体制での包括の運営は、概ね順調
- ・4 月から 6 月くらいまでは、地域の人に包括を知ってもらう取組を実施してきた
(民生委員・児童委員、老人会、サロンなど地域の人が参集する場への参加)
- ・地域の関係機関や関係者との顔の見える関係づくりのため早めに地域ケア会議を企画し、実施している
- ・サテライトがある包括においては、月 2～4 回程度、情報交換会を開催し、連携を取りながら運営している。相談や対応が多い地区に、拠点や他のサテライト職員が応援に行くなど、臨機応変に対応している
- ・職員間の情報交換に MC ネットを活用している
- ・担当エリアの見直しにより、対象者数が減少したため、残業が減少した
- ・これまでは、1 人配置で何でも一人で実施していた業務を多職種また複数人で実施することに当初は戸惑いを感じたが、徐々に慣れてきた。多職種・複数人で相談や協議を行い、業務に取り組めるのはとても良い

<課題>

- ・複合世帯の日中独居者の中には、ハイリスク者もいると思われるが、介入が難しい
- ・65 歳以上の障害のある高齢者の介護保険サービスへの移行について
- ・ケース世帯や実態把握で訪問した 65 歳未満の引きこもりなど支援が必要な人のフォローの仕組み、体制整備ができていない

平成 30 年度 地域包括支援センター職員研修会日程及び内容

◎時間：全日程、14 時～17 時、会場：上越市民プラザ

	日にち	内 容
第 1 回	5 月 11 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月からの業務の進捗状況について ・ H30 年度の地域包括支援センター研修について ・ 専門職としての地域包括支援センターでの業務について
第 2 回	7 月 13 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上越市版オレンジプランの策定に向けて 日ごろの活動から認知症の人と家族の生の声をまとめる 認知症の人と家族に必要な支援を考える
第 3 回	8 月 31 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待の対応について 高齢者虐待対応マニュアルの活用について
第 4 回	11 月 9 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防を考える 自立支援、重症化予防について ・ 介護予防ケアマネジメント ・ ケアマネ支援を考える
第 5 回	平成 31 年 1 月 11 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療との連携を考える 地域包括ケアで必要な医療連携とは 医療連携をさらに促進するために何をどうすればよいか
第 6 回	3 月 1 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H31 年度の地域包括支援センター委託事業について ・ 重点取組事項について

・ 毎回、介護保険制度改正や市の事業の周知等の連絡を行います。

○研修会を開催しない、4 月、6 月、9 月、10 月、12 月、2 月については、事務局職員による巡回を行います。

○8 月には、地域包括支援センター管理者による意見交換会を開催します。